

情報流出が起きたら

よくわかる EUデータ規制

④

の事実を届け出なければなら
ない。

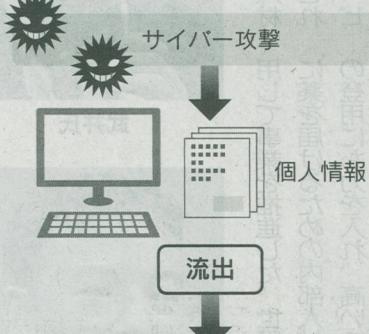
インターネット網が世界中
に広がり、企業はつねに個人
情報流出のリスクと隣り合わ
せにいる。日本企業は実際、
多くの被害に遭ってきた。社
員が意図せず漏洩させてしま
う例も多い。

GDPRではこうした事態
を「データの侵害」と呼び、33条
のひとつに72時間ルールがあ
る。企業のデータベースから
EUに住む人の個人情報がイ
ンターネット上に流出した
ら、企業がそれを知った時点
に届け出ができる場合は、
72時間以内に当局へ流出
理由を明らかにする必要があ
る。

GDPRは25日に施行され
たばかり。日本に限らずお膝
元の欧州でも、多くの企業が
十分な対策に間に合っていない
。日本企業がいま流出事故
に見舞わても、すぐ制裁を
受けるというのは現実的では
ないとの見方が多い。

ただ、データ流出の報告義
務を怠れば、1000万円（約
12億7千万円）か売上高2%
相当のうち高い金額という制
裁金を科される。監督機関の
姿勢にかかわらず、備えは欠
かせない。

流出事故への迅速な対応が必要



72時間以内に当局へ報告

- 報告を怠ると制裁金
- 1000万ユーロか年間の
世界売上高2%のうち高い方

72時間以内に届け出義務

世界の企業が、あらゆるモ
ノがネットにつながる「I
T」や人知能などデジタル
技術を取り入れている。主役
となるデータについて、使っ
ただけでなく守ることを求める
流れは今後も強まる。情報を
しっかりと管理するデータガバ
ナンスが、企業経営の根幹を
なす。
(おわり)

る。

34条で、特定の人間に大きな
影響を与える可能性が高い場
合、その人に直接通知するこ
とを義務付けた。考え方の
影響などについて、簡単な言
葉で説明することが求められ
ている。